

1. 件名：「実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合への対応について（福島第二原子力発電所1～4号炉）」
2. 日時：令和2年7月2日 17時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※・・・TV会議システムによる出席）
4. 出席者

原子力規制庁：

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、

東京電力ホールディングス株式会社：

原子力・立地本部 廃止措置準備室 室長 他2名※

5. 要旨

- (1) 東京電力から、本日の審査会合（第16回 実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合）において議論された事項の確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえ、引き続き審査を行うこととした。

（審査会合における主な議論内容）

- 資料1のP.12 使用済燃料の処分について、将来の廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設の計画、具体的には申請時期、導入時期、貯蔵容量などについて説明すること。また、現在各号炉の貯蔵中の燃料の仕様や冷却年数についても説明すること。さらにSFの搬出の計画についても説明すること。
- 資料2-1のP.16 1～4号炉全炉の廃止措置を同時工程で進める上で、第一段階における各号炉毎の作業工程や作業員配置の考え方について説明すること。
- 資料1のP.12 2.核燃料物質の管理の使用済燃料の二つ目の・・・について、他号炉へ運搬し、一時的に他号炉のSFPに貯蔵する場合は必要に応じて廃止措置計画に反映するとあるが、どのような場合を想定しているかについて説明すること。また、他号炉へ運搬する際は原災法のUPZの設定等への影響も含めて検討すること。
- 資料1のP.22 周辺公衆の受ける実効線量、P.24 固体廃棄物推定発生量、P.26実効増倍率、等各号炉で数字の違いがあるものは個別の説明の際に整理して説明すること。
- 実施体制に対する組織上の手当について、1Fの廃炉、柏崎の再稼働なども踏まえ、十分な人員が確保されるかを説明すること。
- 資料1のP.19 添付書類の図面が不明瞭。また、各号炉毎に廃止対象施設を判別できるようにし、適切に色づけをすること。

(2) 東京電力より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上